

規程等管理規程

制定 2017年 7月26日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下SAKという）の諸規程の制定、改廃及び公布等について必要な事項を定めかつ諸規定を体系的に整備するとともに、その適正な運用管理によって業務運営の適性化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において諸規定とは、総務本部関係規程、教育本部関係規程、競技本部関係規程に分類し、この規程の定めるところにより、SAKの業務執行に関して準拠すべき基本的事項、業務管理の手続きおよび方法等の基準を定めたものをいい、諸規定の順位は次のとおりとする。

- (1) 定款…一般財団法人法、公益財団法人法、商法、その他の法令に基づき目的・組織・業務などを定めた根本規則
- (2) 規程…組織、業務分掌、職務権限その他業務組織に関する事項を定める
- (3) 規定…業務の取扱い、運用処理、管理に関する事項を定める
- (4) 細則…規定に準拠し又は規定を補完するための詳細事項を定める
- (5) 規則…人の行為や事務取扱の標準となるもの
- (6) 要領…規定・細則に基づき、主として業務の具体的処理のための作業手続・方法及び条件等を定める
- (7) 基準…物事を比較、判定する時の基礎となるよりどころ
- (8) 内規…諸規定のうち、総務本部より、SAKに公布することが不相当と認定されたものは、これを内規扱いとする。

(遵守義務)

第3条 諸規程類は、SAKの業務を執行、管理する基準であり、役員、専門委員及び事務局員は厳正にこれを遵守しなければならない。

(周知徹底)

第4条 諸規程が公布施行されたときは、全部門の部門責任者はその内容の周知徹底に努めなければならない。

(処理基準の規定化)

第5条 すべての業務は、その適正、円滑かつ効率的運営を図るため業務処理の標準化に努めるとともに、継続的効果を持つ業務執行の基準については、原則としてこれを規定化し、これにより業務処理を行うものとする。

(制定、改廃の手続き及び権限)

第6条 諸規定を制定、改廃する手続き及び権限は、次のとおりとする

- (1) 定款については評議員会の承認を得なければならない
- (2) 諸規程、諸規定の制定、改廃については、当該規程の主管部門が立案し、部会、執行役員理事会の審議を経て、理事会で決議する
- (3) 細則、規則、要領、基準、内規の制定、改廃については、主管本部が立案し、理事会決議とする

(公布)

第7条 定款及び諸規程、諸規定はすべて総務本部から各本部を通じてSAK内に公布する。

(保存)

第8条 定款及び諸規程、諸規定の保存年限は、永久保存とする。

(諸規程・規定の保管)

第9条 定款及び諸規程、諸規定の原本保管は、総務本部が管理するものとする。この場合、電子媒体管理を認めるもとし、機密を保たなければならない。

(諸規定の効力)

第10条 定款及び諸規程、諸規定の制定、改廃にあたり、この規定の定める手続きによらないものは、すべて無効とする。

2. 下位の規程が上位の規程に抵触する場合は、その抵触部分を無効とする。

(諸規程の運用及び管理)

第11条 諸規定の適正な運用に関する直接責任は、当該諸規定の主管本部長がこれを負い、その実施及び指導に当たるとともに、改廃の必要事由が発生した場合はただちに所定の手続きにより諸規定を改廃し、業務の正常な運営を図らねばならない

2. 諸規定の管理部門責任者は、諸規定の適正な運用の調整に当り、これらの維持推進に努めなければならない。

(疑義の解釈)

第12条 第2条で定義する定款・諸規程類の解釈、運用に疑義が生じた場合は、当該本部長が専務理事と協議のうえ、これを解決する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会で決議するものとする。